

文化財の取扱い等について、市教委と協議を行い、必要があれば保存のための措置が求められる。

②都市計画法（昭和43（1968）年6月15日法律第100号）

橘樹官衙遺跡群の史跡指定地は、全域都市計画法による市街化区域であり、用途地域としては第一種低層住居専用地域に指定されている。

③農地法（昭和27（1952）年7月15日法律第229号）

農地又は採草放牧地（第2条第1項）について、所有権を移転する場合または農地以外の用途に転用する場合には農業委員会の許可を受けなければならないとされている（4haを超える場合には農林水産大臣の許可）。橘樹官衙遺跡群の史跡指定地と近接範囲には一部農地が所在する。

④生産緑地法（昭和49（1974）年6月1日法律第68号）

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図るため、建築物その他の工作物の新築、改築または増築、宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更、水面の埋立てまたは干拓を行う場合には市町村長の許可が必要とされている（第8条）。橘樹官衙遺跡群の史跡指定地と近接範囲には、生産緑地地区が所在する。

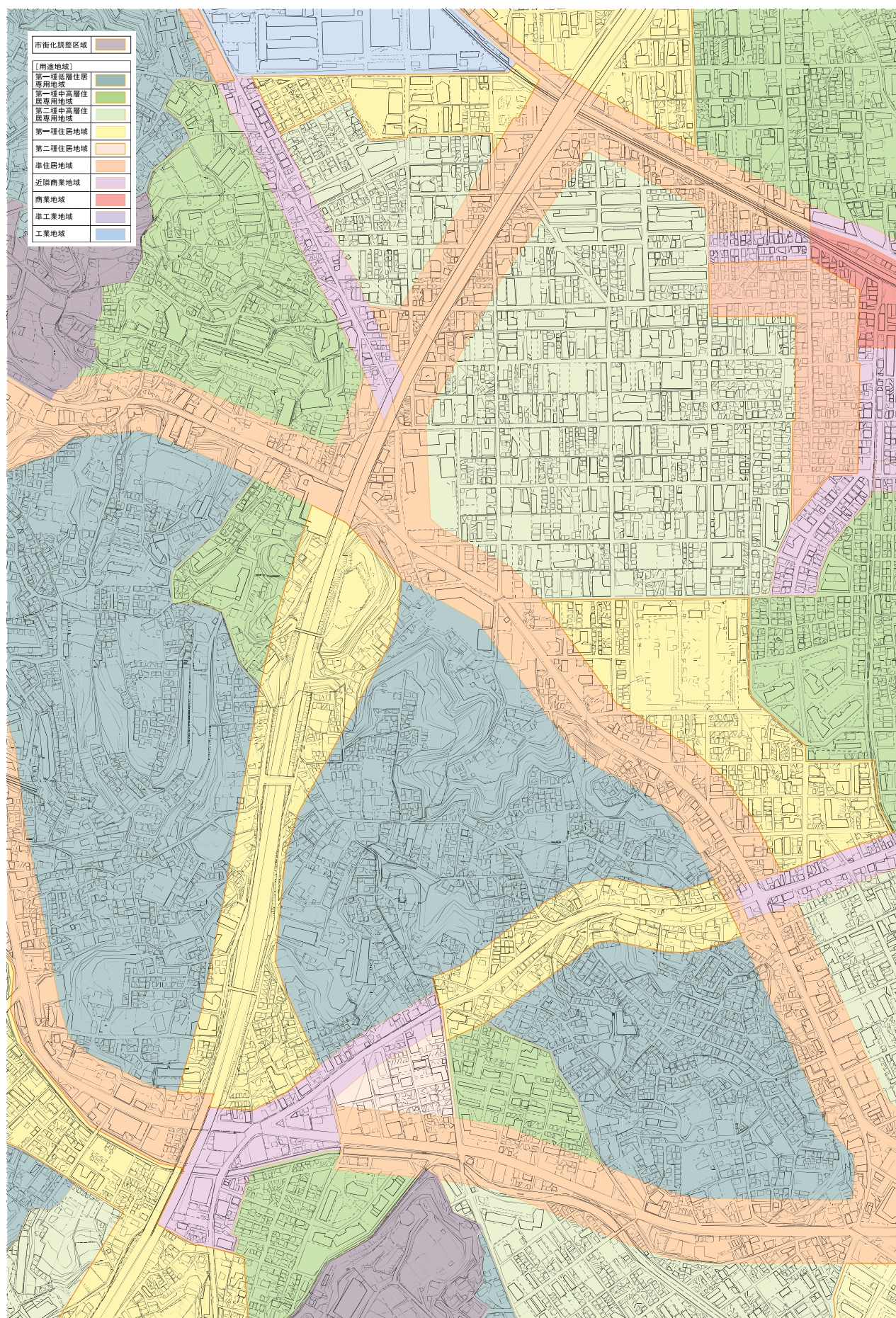
⑤都市緑地法（昭和48（1973）年9月1日法律第72号）

橘樹官衙遺跡群の近接範囲には「橘特別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」・「東野川特別緑地保全地区」が所在している。特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為等、一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度であり、○無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの、○神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの、○風致又は景観が優れているもの、または動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもので、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの、等を対象として、都市計画法における地域地区として、市町村（10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県）が計画決定を行う。特別緑地保全地区に指定された場合、優遇税制等が適用されるとともに、土地所有者は建築行為等の申請が不許可となった時に、市に土地の買入れを申し出ることができる（第17条）。また、譲渡所得には2,000万円控除が適用される等、さまざまな優遇措置が受けられるが、原則として、緑地として永続的に保全することになる。

⑥電気事業法（昭和39（1964）年7月1日法律第170号）

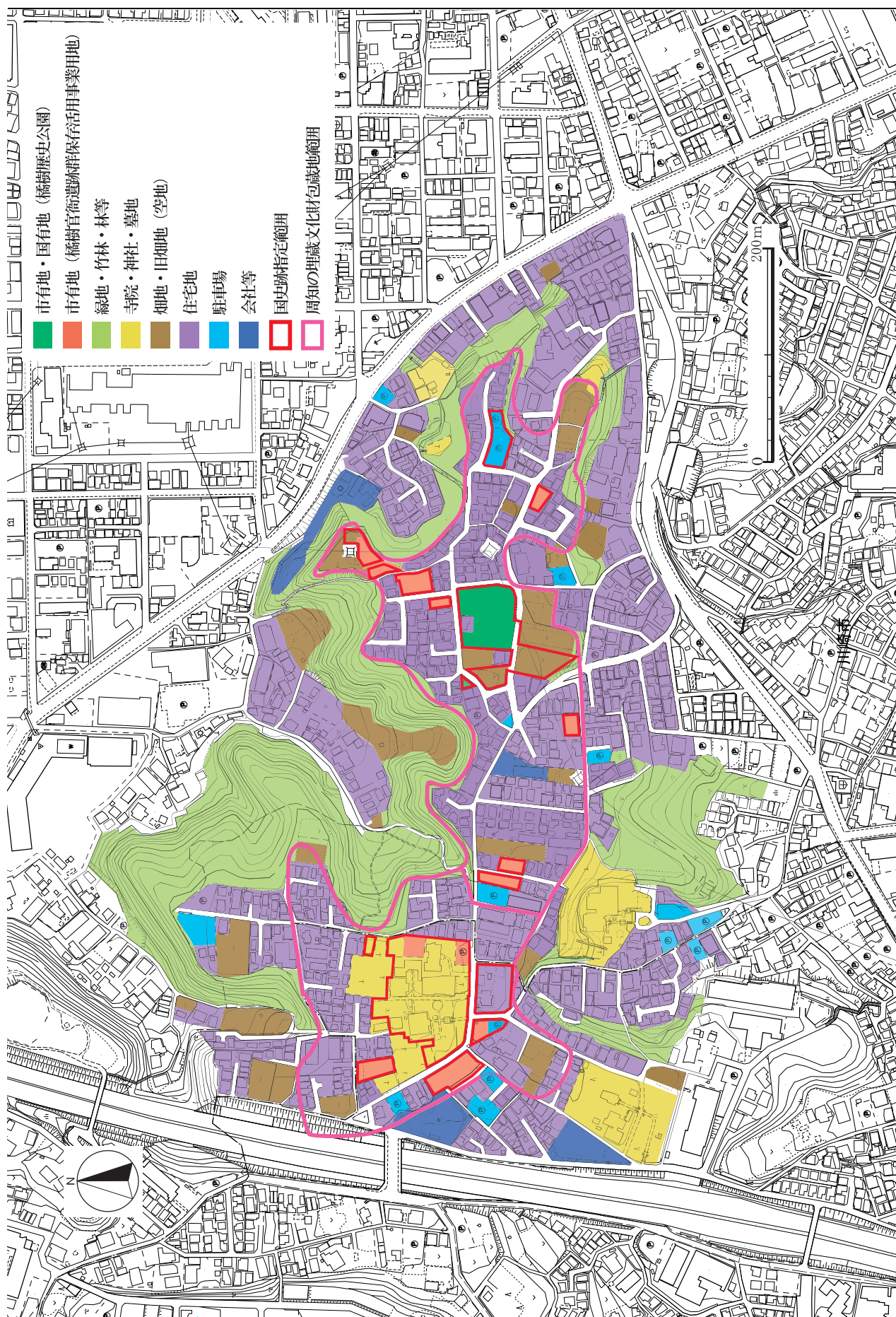
橘樹官衙遺跡群の史跡指定範囲隣接地には、東京電力株式会社が維持管理する送電鉄塔が所在している。送電鉄塔は事業用電気工作物に該当するため、安全に係る技術基準や保安規定が定められている。このため、送電鉄塔周辺において、発掘調査等の事業を実施す





第 10 図 史跡橘樹官衙遺跡群及びその周辺における用途地域図





第 11 図 史跡橘樹官衙遺跡群及びその周辺における土地利用状況図

る際は、送電線からの安全距離等に厳しい制限があるため、十分留意することが必要となる。

⑧川崎市屋外広告物条例（平成14（2002）年12月26日条例第109号）

川崎市屋外広告物条例では、文化財保護法及び川崎市文化財保護条例等により史跡等に指定された地域は、原則屋外広告物を出せない地域とされている（第4条）。但し、法令の規定により表示する広告物または提出物件等、適用除外となるものもある（第7条）。

（4）指定地の状況

ア 土地の所有状況

史跡橘樹官衙遺跡群の史跡指定地のうち、公有地化されている土地は43.22%（国有地2.53%、市有地40.69%）であり、その他宗教法人が29.14%、個人所有地が27.63%である。

イ 土地の利用状況

土地の利用状況は、畑地が約27%、寺院（影向寺）が約28%、公有地（歴史公園・道路等）が約40%、住宅地が約5%である。

ウ 管理団体

川崎市 官報告示：平成28（2016）年2月3日付け 文化庁告示第5号